

令和4年度

計算書類(決算)

学校法人 志紀学園

独立監査人の監査報告書

令和5年5月30日

学校法人 志紀学園
理事会 御中

公認会計士 川東和彦 事務所
大阪府大阪市

公認会計士 川東 和彦

監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年6月3日付け大阪府教育長公告第1号に基づき、学校法人志紀学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人志紀学園の令和5年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成28年6月3日付け大阪府教育長公告第1号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適

正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記が付されている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第一号様式 (第12条関係)

資金収支計算書

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月 31日まで

(単位:円)

収入の部			
科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金収入	33,954,000	34,011,300	△ 57,300
手数料収入	3,450,000	3,450,000	0
補助金収入	356,570,000	356,528,602	41,398
付随事業収入	12,600,000	12,663,900	△ 63,900
受取利息・配当金収入	400,000	406,370	△ 6,370
雑収入	5,310,000	5,355,696	△ 45,696
その他の収入	73,361,682	74,279,664	△ 917,982
資金収入調整勘定	△ 25,000,000	△ 25,056,227	56,227
前年度繰越支払資金	486,970,686	486,970,686	
収入の部合計	947,616,368	948,609,991	△ 993,623
支出の部			
科目	予算	決算	差異
人件費支出	255,800,000	254,704,664	1,095,336
教育研究経費支出	49,040,000	48,690,576	349,424
管理経費支出	29,200,000	28,975,009	224,991
施設関係支出	13,100,000	13,040,305	59,695
設備関係支出	1,110,000	1,096,499	13,501
その他の支出	54,307,156	54,239,101	68,055
資金支出調整勘定	△ 2,950,000	△ 2,920,217	△ 29,783
翌年度繰越支払資金	548,009,212	550,784,054	△ 2,774,842
支出の部合計	947,616,368	948,609,991	△ 993,623

第五号様式 (第23条関係)

事業活動収支計算書

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月 31日まで

(単位:円)

事業活動収入の部				
科目	予算	決算	差異	
学生生徒等納付金	33,954,000	34,011,300	△ 57,300	
手数料	3,450,000	3,450,000	0	
経常費等補助金	356,570,000	356,528,602	41,398	
付随事業収入	12,600,000	12,663,900	△ 63,900	
雑収入	5,310,000	5,355,696	△ 45,696	
教育活動収入計	411,884,000	412,009,498	△ 125,498	
事業活動支出の部				
科目	予算	決算	差異	
人件費	255,800,000	254,704,664	1,095,336	
教育研究経費	49,040,000	48,690,576	349,424	
管理経費	29,200,000	28,975,009	224,991	
教育活動支出計	346,789,032	345,094,480	1,694,552	
教育活動収支差額	65,094,968	66,915,018	△ 1,820,050	
教育活動外収入				
科目	予算	決算	差異	
受取利息・配当金	400,000	406,370	△ 6,370	
教育活動外収入計	400,000	406,370	△ 6,370	
教育活動外収支差額	400,000	406,370	△ 6,370	
経常収支差額	65,494,968	67,321,388	△ 1,826,420	
基本金組入前当年度収支差額	65,494,968	67,321,388	△ 1,826,420	
基本金組入額合計	△ 16,608,844	△ 16,608,844	0	
当年度収支差額	48,886,124	50,712,544	△ 1,826,420	
前年度繰越収支差額	311,855,710	311,855,710	0	
翌年度繰越収支差額	360,741,834	362,568,254	△ 1,826,420	
(参考)				
事業活動収入計	412,284,000	412,415,868	△ 131,868	
事業活動支出計	346,789,032	345,094,480	1,694,552	

第七号様式（第35条関係）

貸借対照表

令和 5年 3月 31日

（単位：円）

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	350,533,195	349,120,622	1,412,573
流動資産	575,840,281	508,332,368	67,507,913
資産の部合計	926,373,476	857,452,990	68,920,486
負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動負債	6,341,533	4,742,435	1,599,098
負債の部合計	6,341,533	4,742,435	1,599,098
純 資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	557,463,689	540,854,845	16,608,844
繰越収支差額	362,568,254	311,855,710	50,712,544
純資産の部合計	920,031,943	852,710,555	67,321,388
負債及び純資産の部合計	926,373,476	857,452,990	68,920,486

注記

1 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金 学校法人会計基準第38条の規定により徴収不能引当金は計上していません。

退職給与引当金は、期末要支給額 81,359,974円が、公益財団法人 大阪府私学総連合会 退職資金事業よりの交付金と同額であるため、計上していません。

- | | |
|--|----------------------------|
| 2 重要な会計方針等の変更 | 該当はありません。 |
| 3 減価償却額の累計額の合計額 | 181,980,794円 |
| 4 徴収不能引当金の合計額 | 該当はありません。 |
| 5 担保に供されている資産の種類及び額 | 該当はありません。 |
| 6 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 | 0円 |
| 7 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策 | 第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。 |
| 8 その他の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 | 該当はありません。 |